

指定管理候補者の選定について〔静岡県立朝霧野外活動センター〕

静岡県教育委員会社会教育課

1 指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

(2) 「静岡県立朝霧野外活動センター」への指定管理者制度

指定管理者制度が創設されたことを受け、朝霧野外活動センターを含む 4 つの青少年教育施設を公の施設と位置づけ、朝霧野外活動センターについては、効果的、効率的な運営の観点から検討した結果、指定管理者制度を採用することにより、青少年教育施設の持つ効用（機能）を最大限に発揮し、本県の青少年の健全育成を推進することが十分期待できることから、平成 19 年 4 月から本制度を導入してきました。

今回、5 年間の第 3 期指定管理期間が令和元年度末をもって終了し、更新となることから、改めて指定管理業者の募集を行いました。

2 施設の概要

施設の名称	静岡県立朝霧野外活動センター
設置目的	富士山を中心とした自然豊かな朝霧高原の下で、野外活動や共同生活をとおして、青少年の健全育成を図る。また、生涯学習を支援する施設としての役割を果たす。
供用開始	昭和 44 年 9 月
所在地	静岡県富士宮市根原 1 番地（富士山西麓 朝霧高原）
面積	敷地面積 県有地 342.88 m ² 借地 215,495.46 m ² 計 215,838.34 m ² 建物面積 建築面積 5,284.31 m ² （延面積 9,163.12 m ² ）

施設概要	○本館棟					
	1 F	オリエンテーション室	収容人員 50 人			
		食堂	収容人員 200 人			
		その他	事務室、所長室、会議室、保健室、エントランス、厨房、機械室等供用設備室			
	2 F	研修室	収容人数 100 人			
		視聴覚室	収容人数 150 人			
		宿泊室 (和室)	収容人数 20 人 (2室)			
		その他供用	浴室 (男女各 20~30 人)、ランドリー			
	3 F	宿泊室	収容人数 92 人 (16 室) (車椅子対応 1 室含む)			
		指導者室	収容人数 4 人 (2室)			
	4 F	宿泊室	収容人数 84 人 (14 室)			
	○体育館棟					
	1 F	アイススケートリンク	収容人数 75 人※リンク面積：30m×20m=600 m ²			
		〃 附属施設	ロッカー、貸し靴コーナー			
	2 F	多目的体育館	バスケット、バレー、バドミントン、卓球等			
		プラネタリウム室	収容人数 100 人 ※ドームスクリーン：直径 11m			
		ネイチャールーム	収容人数 50 人 (工作台、工作用具)			
	○キャンプ場					
	キャンプサイト (5サイト)	A~C サイト ※常設テント	収容人数 300 人 (5 人×20 張×3 サイト) 炊飯棟 (炉、調理台、洗い場)、便所			
		D, E サイト ※上級者向け	収容人数 100 人 (50 人×2 サイト) 洗い場、便所 ※テントは利用者設営			
大 営 火 場		収容人数 400 人				
キャンプセンター		研修室 (100 人)、シャワー (男女各 23 箇所) ランドリー、管理室、用具等倉庫				
○その他						
自 転 車 置 場 (倉 庫)		マウンテンバイク 150 台				
駐 車 場		乗用車用 68 台				
利用人数	(単位：人)					
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	本館棟	51,217	52,412	53,760	53,414	53,036
	キャンプ場	22,446	22,737	19,575	20,231	20,972
現在の管理運営状況	指定管理 (平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)					
令和元年度指定管理料	119,167 千円 / 年					

3 指定管理者の募集

募集方法	公募	
募集期間	(募集要項配布) 令和元年8月16日～8月27日 (申請受付) 令和元年9月24日～10月3日	
募集内容	事業計画書の提出	「静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。
	管理運営方法	野外活動や共同生活をとおして青少年の健全育成を図るとともに、生涯学習を支援する施設として適正な管理運営を行う。
	指定の基準	教育委員会は、申請があったときは、次に掲げる各号に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、最も適切に施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。 (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の削減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (4) 施設の運営管理、事業の実施にあたり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霧野外活動センターの使用の承認 ・青少年の団体宿泊訓練の指導及び助言 ・青少年の野外活動その他の自然に親しむ活動の指導及び助言 ・青少年団体の指導者の育成、及び指導 ・朝霧野外活動センターの維持管理に関する業務 ・その他静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例別表第2右欄に掲げる業務
	指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
	県が支払う委託料	申請者による提案。 初年度127,000千円、次年度以降126,500千円を各年度の上限額とする。
	利用料金制度	利用料金は指定管理者の収入とする。

4 指定管理者候補者選定委員会

<p>審査方法</p>	<p>有識者、利用者及び県職員からなる静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者候補者選定委員会を設置する。</p>																					
<p>指定管理者候補者選定委員</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>松永由弥子</td> <td>静岡産業大学教授</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">委員</td> <td>松井 敬子</td> <td>富士宮市立上野小学校長</td> </tr> <tr> <td>阿部 郁男</td> <td>常葉大学教授</td> </tr> <tr> <td>脇坂 茂</td> <td>日本ボーイスカウト静岡県連盟副理事長</td> </tr> <tr> <td>山田 新</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td>長澤 由哉</td> <td>静岡県教育委員会理事</td> </tr> <tr> <td>山下 英作</td> <td>静岡県教育委員会社会教育課長</td> </tr> </tbody> </table>				氏名	所属	委員長	松永由弥子	静岡産業大学教授	委員	松井 敬子	富士宮市立上野小学校長	阿部 郁男	常葉大学教授	脇坂 茂	日本ボーイスカウト静岡県連盟副理事長	山田 新	公認会計士	長澤 由哉	静岡県教育委員会理事	山下 英作	静岡県教育委員会社会教育課長
	氏名	所属																				
委員長	松永由弥子	静岡産業大学教授																				
委員	松井 敬子	富士宮市立上野小学校長																				
	阿部 郁男	常葉大学教授																				
	脇坂 茂	日本ボーイスカウト静岡県連盟副理事長																				
	山田 新	公認会計士																				
	長澤 由哉	静岡県教育委員会理事																				
	山下 英作	静岡県教育委員会社会教育課長																				
<p>審査項目及び配点</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 898 719 1211"> <p>ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。</p> </td> <td data-bbox="719 898 1230 1211"> <p>①【基本方針】 青少年育成に関して、センターが果たすべき役割をどのように認識し、管理運営に関してどのような基本方針であるか。</p> <p>②【平等な利用の確保】 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。</p> </td> <td data-bbox="1230 898 1358 1211"> <p>20</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1211 719 1883"> <p>イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。</p> </td> <td data-bbox="719 1211 1230 1883"> <p>①【魅力的な主催事業】 青少年健全育成や施設のPRに寄与する魅力的な自主事業の提案があるか。</p> <p>②【効果的な各種研修プログラム】 青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。</p> <p>③【開所日・休所日の設定】 利用者のニーズに応じた適切な開所日・休所日の設定が可能であるか。</p> <p>④【利用者数の確保】 利用者数の確保に対する取組について、適切な提案がなされているか。</p> <p>⑤【独自性のある提案】 施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。</p> </td> <td data-bbox="1230 1211 1358 1883"> <p>20</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1883 719 1984"> <p>ウ 管理運営に係る経費の削減が図られものである</p> </td> <td data-bbox="719 1883 1230 1984"> <p>①【委託料の提案額】 委託料の提案額はどの程度か。</p> </td> <td data-bbox="1230 1883 1358 1984"> <p>20</p> </td> </tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	<p>ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。</p>	<p>①【基本方針】 青少年育成に関して、センターが果たすべき役割をどのように認識し、管理運営に関してどのような基本方針であるか。</p> <p>②【平等な利用の確保】 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。</p>	<p>20</p>	<p>イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。</p>	<p>①【魅力的な主催事業】 青少年健全育成や施設のPRに寄与する魅力的な自主事業の提案があるか。</p> <p>②【効果的な各種研修プログラム】 青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。</p> <p>③【開所日・休所日の設定】 利用者のニーズに応じた適切な開所日・休所日の設定が可能であるか。</p> <p>④【利用者数の確保】 利用者数の確保に対する取組について、適切な提案がなされているか。</p> <p>⑤【独自性のある提案】 施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。</p>	<p>20</p>	<p>ウ 管理運営に係る経費の削減が図られものである</p>	<p>①【委託料の提案額】 委託料の提案額はどの程度か。</p>	<p>20</p>							
選定基準	審査項目	配点																				
<p>ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。</p>	<p>①【基本方針】 青少年育成に関して、センターが果たすべき役割をどのように認識し、管理運営に関してどのような基本方針であるか。</p> <p>②【平等な利用の確保】 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。</p>	<p>20</p>																				
<p>イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。</p>	<p>①【魅力的な主催事業】 青少年健全育成や施設のPRに寄与する魅力的な自主事業の提案があるか。</p> <p>②【効果的な各種研修プログラム】 青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。</p> <p>③【開所日・休所日の設定】 利用者のニーズに応じた適切な開所日・休所日の設定が可能であるか。</p> <p>④【利用者数の確保】 利用者数の確保に対する取組について、適切な提案がなされているか。</p> <p>⑤【独自性のある提案】 施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。</p>	<p>20</p>																				
<p>ウ 管理運営に係る経費の削減が図られものである</p>	<p>①【委託料の提案額】 委託料の提案額はどの程度か。</p>	<p>20</p>																				

	ること。	②【経費縮減に関する提案】 管理運営業務の効率化と経費の縮減に関する提案は適切か。	
	エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	①【財産的基盤】 継続的に安定した管理運営が可能な財政的基盤はあるか。 ②【類似施設運営の実績】 類似施設の管理運営等において優れた実績を有しているか。過去5年間に重大事故の事例がないか。 ③【施設運営の組織体制】 継続的に安定かつ効果的な施設管理運営が可能な人材から構成される組織体制であるか。 ④【利用者の個人情報保護】 利用者の個人情報保護について適切な提案がなされているか。	20
	オ 施設の運営管理・事業の実施に当たり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。	【利用者の安全確保】 利用者の安全確保について、適切な提案がなされているか。	20
		合 計	100

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者

指 定 管 理 者 候 補 者	日本キャンプ協会グループ
団 体 の 概 要	<p>代表団体 (公社) 日本キャンプ協会 構成団体 静岡県キャンプ協会 構成団体 (特非) 静岡県キャンプカウンセラー協会 構成団体 (特非) 子どもの体験活動サポートセンター</p> <p>上記4つの団体により、日本キャンプ協会グループは構成されている。 各団体は、野外活動や自然体験活動を推進する団体として、従来から連携して情報交換や野外活動に関する技術援助等の協力体制を築いてきた。 平成19年4月からの「朝霧野外活動センター」指定管理者として申請するにあたり、グループ化した。 グループの代表団体である(公社)日本キャンプ協会は、1966年、全国各地の青少年関連団体や野外活動研究者、教育者等によって創立され、総合的な野外活動「キャンプ」を通して、人と人、人と自然が出会う場づくりをするための様々な活動を展開</p>

	<p>している団体である。</p> <p>公益社団法人としての運営実績を生かし、主に職員の雇用、人事、福利厚生、施設管理、会計経理等の指定管理の運営にあたり総務的、財政的管理部分を受け持っている。また、その他の3つの構成団体は、野外教育の知識や技術を生かし、事業の展開、利用者への指導、支援、ボランティアの育成等の主にソフト的な部分における事業を受けもっている。各団体は指定管理者として担当分野に偏ることなく情報交換を定期的に行い、互いの意思疎通を図りながら、運営を実施している。</p>
<p>提 案 の 概 要 (主な提案内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県教育振興基本計画に基づき、富士山西麓朝霧高原の豊かな自然や風土・歴史などを最大限に生かした野外教育の拠点施設として、青少年を中心にあらゆる年齢の人が楽しめるもの、障害の有無にかかわらず参加可能なものなど、多様で魅力的な野外教育プログラムを開発・提供・発信し、「有徳の人」づくりを推進する。 ○社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、子供が自然の中で豊かな体験をする機会を確保していく。 ○他施設との比較分析から、センターがどうあるべきか、特徴やポテンシャル、県内や地域の中での位置づけ、グローバルな視点からの評価や課題を洗い出し、運営に反映させる。 ○センターを特徴づける施設である、キャンプ場、プラネタリウム、冬期のアイススケート場利用について、周知を徹底していく。 ○5月から9月の繁忙期には、団体の利用希望に合わせ、休所日を調整し、積極的に利用者を受け入れていく。 ○利用者の確保については、利用希望が集中する5月から8月の予約調整に重点を置く。また、ナビゲーションスポーツの普及により、朝霧野外活動センターを全国のナビゲーションスポーツの拠点として機能するよう努めることで、利用者の拡大を図っていく。 ○光熱水費の削減を中心に経費削減を図る。 ○「管理体制図及び災害・事故マニュアル」、「管理体制図及び災害・事故対応マニュアル・嘔吐等発生者発生時対応編」及び「野外活動実施時における安全対策マニュアル」を整備し、全職員で共通理解を持ち、利用者の安全を考える。また、利用者に対する安全教育を行う。
<p>県が支払う委託料の提示額</p>	<p>令和2年度：127,000千円、令和3年度以降：126,500千円</p>

(2) 選定経過

申請者	申請団体名		代表団体所在地
	日本キャンプ協会グループ		東京都渋谷区
選定過程	静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者候補者選定委員会		
	月日	委員会	内容・選定経過等
	9月5日	第1回選定委員会	現地視察、審査基準についての検討
	10月15日	第2回選定委員会	第1次審査（書類審査）
第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、「日本キャンプ協会グループ」を候補者として選定			
講評及び選定理由	<p>○第1次審査は、書類審査として、事業計画書で示された提案内容を評価し、選定委員の総合点により、提案内容の適格性を審査した。</p> <p>(以下、主な意見)</p> <p>① 朝霧野外活動センターの基本的な役割を踏まえつつ、実績や経験、ノウハウを生かして、今後も運営していこうという姿勢が見られた。</p> <p>② 財務諸表を見る限り、安全な運営法人と言える。</p> <p>③ 様々なプログラムが用意されている点は評価できる。ただ、提案内容は全体的に具体性に欠ける印象を受けた。</p> <p>○第2次審査では、日本キャンプ協会グループのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、1次審査での評価を踏まえ、不明点等を質疑応答で明らかにし、再度評価を行い、事業計画の細部に及ぶ審査を行った。</p> <p>○その結果、日本キャンプ協会グループの以下の点が評価され、指定管理者候補者に選定された。</p> <p>① 3期12年間の実績や経験を生かして、安定した運営や事業を継続展開していこうとする姿が見られた。また、運営法人の財務状況も安全であると言える。</p> <p>② 引き続き、管理運営していく上で問題はない。ただ、より積極的な提案があっても良かった。プラネタリウムやスケート場など県有施設を活用していくという使命は感じられた。</p> <p>③ 基本方針や目指すべき姿は十分理解しているので、今後、新たな取組を具体化していく中で、県と協議しながら、次のステップに進むことを期待したい。</p>		

審 査 結 果	項目	配点	第1次審査	第2次審査
	ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	20	16.6	15.8
	イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。	20	16.0	14.8
	ウ 管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	20	15.4	14.2
	エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	20	16.1	15.0
	オ 施設の運営管理・事業の実施に当たり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。	20	14.6	13.3
	加 点 (期間評価結果による)	—	—	3.0
	合 計	100	78.7	76.1

注) 得点は、選定委員会各委員による採点の平均点。